

令和2年4月3日

大口町教育委員会

令和2年度 新学期の学校再開に向けて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年4月1日）において、「今のところ諸外国のようなオーバーシュート（爆発的患者急増）は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している」と分析されています。

地域ごとの状況に応じて感染リスクを減らすために、一人ひとりがこれまでの行動を変えたり、行動を自粛したりすることが重要である状況に変わりはありません。

この間、小中学校では、3月2日（月）から23日（月）まで一斉臨時休業を実施してきましたが、子どもたちへ及ぼす様々な影響を鑑み、学校における集団感染の発生リスクを下げる対策として、「換気を励行する」「人の密度を下げる」「近距離での会話や発声等を避ける」ことを講じた上で、下記のとおり、春休み明けから学校を再開することを決定しました。

引き続き、集団感染等が発生する危険性が高い状況であると注意喚起されており、新学期以降、学校運営を続けていくためには、児童生徒、保護者・ご家族の皆様、教職員等、一人ひとりが日々、緊張感をもって感染予防に努めて頂くことが不可欠です。

大変なご心配とご苦勞をお掛けしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

記

1 学校再開日	小学校1年	令和2年4月6日（月）入学式から
	小学校2年～6年	令和2年4月7日（火）始業式から
	中学校	令和2年4月7日（火）入学式・始業式から

2 学校再開にあたっての満たすべき条件

- (1) 学校再開時まで大口町内における感染状況に大きな変化がないこと
- (2) 国が示す「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の遵守
 - ・児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、体調把握
 - ・手洗いや咳エチケット、免疫力を高めることの重要性の指導
 - ・清掃などにより、環境衛生を良好に保つ
 - ・集団感染リスク（密閉空間、密集場所、密接場面）低減への配慮
 - ・部活動については、感染防止に向けた実施内容や方法の工夫
 - ・給食の実施に向けた感染予防の工夫

3 学校再開にあたっての方針

(1) 授業・学校生活について

- ① 児童生徒・教職員の毎朝の体温、健康状態を把握する。発熱等の風邪症状が見られた場合は、登校・出勤しないように指導する。登校後の体調不良は、家庭に連絡し、速やかに下校させる。
- ② 手洗い、咳エチケット（教室内は基本的にマスク着用）を徹底する。
- ③ 教室内の換気を徹底する（ドアの開放、休み時間ごとの換気）。

- ④ 児童生徒等が多く手を触れる箇所は、一日一回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）で清拭する。
- ⑤ 学習活動については、感染防止対策を講じて行う。その他、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫も講じる。
- ⑥ グループ学習を控え、机の間隔を空ける（給食時の机の配置も同様）。

（２）各行事について

- ① 入学式は、入学する児童生徒とその保護者（２人まで）、教職員のみ参加で実施することとし、式においては公衆衛生体制の維持と時間短縮等実施方法の見直しに努める。

※ 詳しくは 各学校のホームページや送付文書で通知する。

- ② 運動会を含む全校・学年規模での行事や集会は、集団感染の発生リスクを下げる対策を踏まえて実施、または延期、状況によっては中止する。
- ③ 修学旅行や宿泊を伴う研修は、集団感染の発生リスクを下げる対策を踏まえ、実施または延期する。

※ 今後、随時、各学校からお知らせします。

（３）ご家庭における取組について

- ① 毎朝、検温を行うこととし、 37.3 度以上の発熱症状がある場合は、休ませてください。ご家庭に体調不良の方がいる場合にも、児童生徒の健康状態を十分に確認し、登校についての判断をお願いします。
- ② 家庭内での感染予防対策として、手洗い・咳エチケットの徹底をお願いします。なお、高齢者の方と同居されている方は、特にご注意ください。
- ③ 土日、祝日につきましても、不要不急の外出を控えるなど、感染予防に努める過ごし方にご協力ください。
- ④ 感染予防として、マスクの用意をお願いします。

【参考】マスクの作り方（文科省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyusien/mext_00460.html

- ⑤ 物の共用を避けたり、消毒、清掃をこまめに行ったりすることもご注意ください。

（４）感染者等を確認した場合の対応について

今後、児童生徒、そのご家族、教職員に感染者が出る恐れがあります。その際の対応の目安は次のとおりです。

- ① 児童生徒・教職員が感染した場合
 - ・ 3日間の学校閉鎖
 - ・ その後、該当の学級または学年は継続して閉鎖（2週間が経過するまで）
- ② 児童生徒・教職員が濃厚接触者となった場合
 - ・ 該当する児童生徒・教職員が自宅待機（概ね2週間）
- ③ 町内で感染者が確認された場合
 - ・ 感染者の居住・勤務状況によって判断